

2015年3月6日

各位

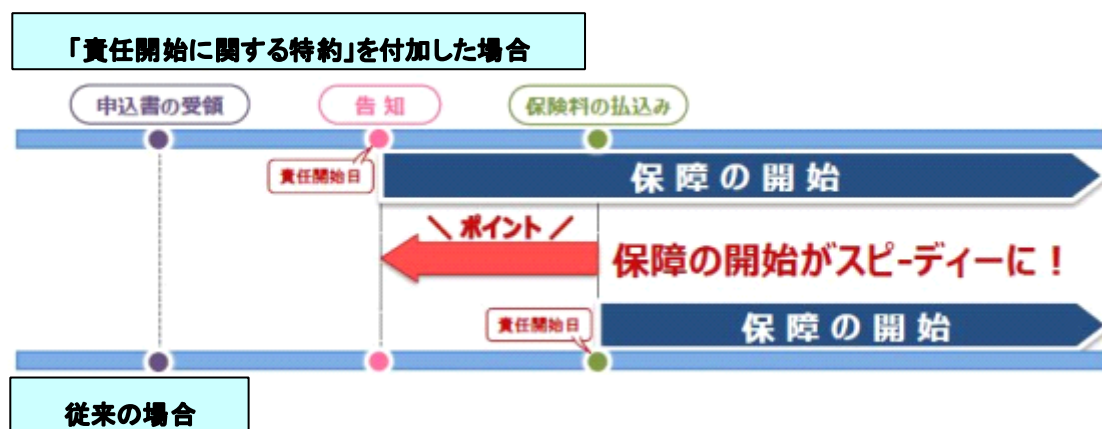
オリックス生命保険株式会社

「責任開始に関する特約」の取り扱いを開始 ～第1回保険料の払い込み前に保険契約の保障を開始～

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都港区、社長：片岡 一則、以下「オリックス生命」）は、2015年5月2日より、オリックス生命が販売する全ての個人保険を対象に「責任開始に関する特約」の取り扱いを開始します。

保険契約上の保障については、現在は「申込書の受領」「告知」「第1回保険料の払い込み」の三つの要件が全て満たされた時点から開始されますが、「責任開始に関する特約」を付加された場合には、「申込書の受領」および「告知」の双方がなされたときから開始するものです。これにより、お客さまは第1回保険料の払い込みを行う前から保障を得られるメリットがあります。なお、この特約は原則自動的に付加され保険料はかかりません。

オリックス生命は、今後もお客さまにご満足いただけるよう、サービスの向上に取り組んでまいります。



※がん・悪性新生物にかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目より開始します。

* 「責任開始に関する特約」を付加しない場合、上記表「従来の場合」と同様の責任開始日となります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
経営企画部広報チーム 石井・弘重 TEL : 03-6683-2105